

令和 5 年 11 月 27 日（月曜日）

美里町議会議会活性化
調査特別委員会会議録

（第 1 日目）

令和5年 美里町議会活性化調査特別委員会会議録（第1号）

令和5年11月27日（月曜日）

出席委員（12名）

委員長 村松秀雄君

副委員長 山岸三男君

委員 赤坂芳則君

吉田二郎君

伊藤牧世君

櫻井功紀君

前原吉宏君

平吹俊雄君

柳田政喜君

藤田洋一君

鈴木恵悦君

佐野善弘君

欠席委員（なし）

議長 鈴木宏通君

議会事務局職員出席者

議会事務局長

事務局次長兼議事調査係長

主 事

佐藤俊幸君

齊藤美穂君

佐藤理子君

令和5年11月27日（月曜日） 午後3時08分 開議

第1 第2分科会中間報告について

第2 特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した事件

第1 第2分科会中間報告について

第2 特別委員会の中間報告について

午後 3 時 0 8 分 開議

○委員長（村松秀雄君） 御苦労さまです。

本日は本会議に続きまして全員協議会、特別委員会と多忙なる一日でございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げたいと思います。

ただいまから議会活性化調査特別委員会を開きます。

第 2 分科会委員長から提出されました分科会中間報告書につきましては、既に皆様にお届けしたとおりです。

ただいまの出席委員 12 名ですので、本特別委員会は成立をしています。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 第 2 分科会中間報告について

○委員長（村松秀雄君） 日程 1、第 2 分科会中間報告についてを議題とします。

第 2 分科会委員長から報告をしたいとの申出がありますので、発言を許可します。佐野善弘第 2 分科会委員長、登壇願います。

暫時休憩いたします。マイクの調整上ちょっと休憩します。

午後 3 時 0 9 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

ただいまの出席委員 12 名でありますので、委員会は成立いたしております。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第 1、第 2 分科会中間報告についてを議題とします。

佐野善弘第 2 分科会委員長、登壇願います。

〔佐野善弘第 2 分科会委員長、登壇〕

○第 2 分科会委員長（佐野善弘君） 議会活性化調査特別委員会第 2 分科会委員長佐野善弘でございます。

ただいまから第 2 分科会中間報告書の報告をさせていただきます。

御手元の中間報告書を読み上げて報告いたします。

まず、付託事項でございます。付託事項につきましては、No. 3 の開かれた議会についてでございます。①の議会デジタル化推進、情報発信、②の情報公開、③の議会懇談会。

No. 4 の委員会について、No. 1 の議会だより編集特別委員会の広報・広聴の常任委員会化の検証でございます。

その中で、この付託事項についてまず、4 の委員会から検証を、委員会と議会懇談会を検証した内容でございます。

経過につきましては、お手元の報告書のとおりでございますけれども、17回分科会を開催いたしまして検証しました。それで令和4年10月25日に視察研修をしております。七ヶ浜町と川崎町を視察をしております。

3 番目の結果でございます。

(1) No. 4、委員会について報告いたします。

①議会だより編集特別委員会。これまでの議会だより編集特別委員会の検証を行い、常任委員会化を検証した結果、次のとおりとする。

広報と広聴の充実及び強化は、議会活性化調査特別委員会での議会活性化の重要な課題であり、広く町民の意見を議会に反映するため議会だより編集、これ特別入れてください、編集特別委員会を廃止し、広報、広聴常任委員会を設置をする。広報、広聴常任委員会は13人（運営基準119により議長は議会の同意を得て委員を辞退することができる）で構成し、その中に広報分科会（定数6人）、広聴分科会（定数6人）を置きます。広報分科会は議会の広報に関すること、広聴分科会は議会の広聴に関することを企画運営いたします。令和6年2月5日から施行いたします。

広報、広聴常任委員会とすることに伴い、「美里町議会委員会条例」、「美里町議会運営基準（申し合せ事項）」、「議会懇談会実施要綱」の改正、「美里町議会広報、広聴常任委員会規程」の新設、「美里町議会だよりの発行に関する条例」、「美里町議会だより発行規程」の廃止について、別紙新旧対照表のとおりいたします。

(2) No. 3、開かれた議会について報告いたします。

③議会懇談会でございます。議会懇談会は、町民の声を聴く議会の広聴活動であり、前項の広報・広聴常任委員会化を検証・検討と併せ広聴活動の在り方として検証しました。議会懇談会の開催方法、開催時期、開催内容は今までどおりとし、広報、広聴常任委員会の広聴分科会で企画運営することといたします。

続きまして、第2分科会の中間報告につきまして補足をさせていただきます。

初めに、付託事項のNo. 4、委員会についての議会だより編集特別委員会を検証しました経過に沿って説明させていただきます。

常任委員会制では、調査権、審査権があり運営しており、特別委員会では、会期中に限り議会の議決に付託された事項を審査し、運営しております。そして美里町議会の委員会、特別委員会の現状につきまして検証いたしました。令和４年度の宮城県の21町村では、広報、広聴常任委員会を設置している議会は８議会、広報常任委員会を設置している議会は８議会、広報常任委員会と広聴常任委員会おのこの設置している議会は１議会、特別委員会を設置している議会は４議会であり、美里町議会は議会だより編集特別委員会を設置して運営しております。

令和４年10月25日、広報、広聴常任委員会を設置している七ヶ浜町議会、川崎町議会を視察し、広報、広聴の運営の仕方を研修しました。

議会活性化を図るには、広く町民の意見を反映する広報、広聴活動の充実が必要であると考え、広報・広聴常任委員会化の検討をいたしました。

広報と広聴の充実強化は、議会活性化特別委員会での議会活性化の重要な課題であり、広く町民の意見を議会に反映するため、広報・広聴常任委員会化が必要であると判断し、まとめました。

続きまして、新旧対照表というか、その内容について説明させていただきます。

まず、美里町議会委員会条例の新旧対照表でございます。

美里町議会委員会条例の第３条の常任委員会の名称、委員の定数及び所管の関係でございますけれども、ここに（３）にアンダーライン引いている内容でございますけれども、（３）に広報、広聴常任委員会13人。広くというふうなことで号をつけ加えます。

続きまして、７条の２でございます。議会活性化調査特別委員会の内容でございますけれども、その７条の２の２に活性化特別委員会の次のことを目的とするという内容に、改正前につきましては、現行につきましては、（１）議会懇談会に関する事、とか（３）までございすけれども、（１）の議会懇談会に関する事を削除いたしまして、（１）議員研修に関する事、（２）議会活性化に関する事というふうなことで改正をいたします。

続きまして、美里町議会運営基準（申し合せ事項）の新旧対照表でございます。

まず、121項です。常任委員会の政策形成能力強化を目指して、これは政策研究の関係でございますけれども、この常任委員会という内容は総務、産業、建設常任委員会及び教育、民生常任委員会というようなことで改めます。

続きまして、122項の議会運営委員会のこの選出方法でございますけれども、この内容につきましては議会運営委員会の委員は、副議長、総務、産業、建設常任委員会及び教育、民生常任委員会の委員長及び委員１人を選出し、構成するというふうなことに改めます。

続きまして、133項でございます。133項については、各常任委員会という内容を議長を除く総務、産業、建設常任委員会及び教育、民生常任委員会から成る班を構成するということで字句を改めます。

続きまして、134項の懇談会の内容でございますけれども、各常任委員会という現行の内容を総務、産業、建設常任委員会及び教育、民生常任委員会の研究テーマを主としたというふうなことに字句を改めます。

続きまして、136項でございます。現行の136の特別委員会という名称を、広報、広聴常任委員会というようなことで字句を改めます。

続きまして、140項でございます。①の議会活性化調査特別委員会の運営小委員会で精査・選定作業し特別委員会で決定し議長に報告するという内容を、広報、広聴常任委員会の広聴分科会で精査・選定し、広報、広聴常任委員会で決定し議長に報告するというふうな内容に改めます。

続きまして、新設いたします美里町議会広報、広聴常任委員会の規程でございます。まず、趣旨につきましては、第1条、広報、広聴常任委員会の運営に関する必要な事項を定めるものでございます。

第2条に、委員会に広報分科会及び広聴分科会を設置するというふうなことでございます。

第3条に、分科会の定数及び所掌事項を明記しておりまして、（1）に広報分科会6人というふうなことで、アといたしまして美里町議会の活動状況を広く町民に知らせるため議会広報紙の編集、発行に関することをいたします。イとしまして、その他の議会の広報に関することといたします。

（2）といたしまして、広聴分科会6人。ア、議会懇談会その他の広聴に関する企画運営。イ、その他議会の広聴に関することといたします。

4条でございます。分科会の会議でございまして、各分科会の会議は委員会の委員長が招集するというふうなものといたします。

5条からにつきましては、議会だよりの発行に関する内容を載せておりまして、現行、議会だより発行に関する条例等と議会だよりの発行規程の内容をこの内容に新設した規程に載せております。

第8条は、この規程に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って別に定めます。

附則といたしまして、令和6年2月5日から施行をいたします。

続きまして、議会懇談会の実施要綱の案と、皆さんに現行の内容がお手元に届いているかと思いますが、案の内容のアンダーラインしているところが改正する内容でございます。

まず、3番目の開催内容でございますけれども、今までですと各常任委員会の研究テーマと
いうか、常任委員会が1つ増えますので、その各常任委員会を総務、産業、建設常任委員会及び教育、民生常任委員会ということで改めます。

続きまして、2ページの5の開催の周知方法ということで、この中に町のLINE等の活用をというようなことを加えております。

続きまして、6番目の実施構成等ということで、（1）の懇談会実施班の編成というふうなことで、2）総務、産業、建設常任委員会及び教育、民生常任委員会の所属する班と人数は表1のとおりというふうなことで、3班に分けているというふうなことで、このように整理しております。3）は懇談会当日に欠席委員が生じた場合は、広報、広聴常任委員会委員長に対応を委ねるといたしております。

それと、4）から9）につきましては、現行の3）から8）を一つずつ加えた中で、3）が4）、4）が5）、5）が6）、6）が7）、7）が8）、8）が9）に変更をしております。

続きまして、（2）の合同会議でございます。合同会議は広報、広聴常任委員会の広聴分科会（以下「広聴分科会」）委員長及び班長で構成するというふうな変更をしております。座長は、広聴分科会委員長というふうなことで変更しております。

それと②の語尾を、「する」というふうなことに加えております。

③のアンケートの実施、分析をするというふうなことで改めております。

④のこの内容についても、「をする」を加えている内容でございます。

3）の内容については、広聴分科会は合同会議が取りまとめた意見、要望、提言を整理し確認するというふうなことに改定しております。

続きまして、8番目の議会懇談会後の対応というふうなことで、（1）の内容でございますけれども、懇談会の意見、要望については広報、広聴常任委員会で検証し、日常の議会活動の中で政策形成に努めるというふうな内容に書いております。

最後に、5ページ目でございます。

附則。令和6年2月5日から施行するというふうなことに改めております。

また、付託事項No.3の開かれた議会についてでの（3）議会懇談会については、現在、議会活性化調査特別委員会の運営小委員会で企画し、議会活性化調査特別委員会正副委員長及び班長で構成する合同会議で運営しております。前述のとおり、第2分科会で検証、検討してきた

広報、広聴常任委員会に移行した場合、議会懇談会は議会の広聴活動であり、広報、広聴常任委員会の広聴分科会で企画運営する内容としたことから、議会懇談会の開催方法、開催時期、開催内容は今までどおりとし、広報、広聴常任委員会に一任するというふうな内容でまとめました。

以上、第2分科会の報告といたします。皆さん御審議いただき、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑については、自己の所属しない分科会の委員の質疑を許可します。質疑ありませんか。

1 番赤坂芳則委員。

○委員（赤坂芳則君） 1 番赤坂です。

大変大がかりといたしますか、大改革が今進められようという提案なんでありましてけれども、広報、広聴常任委員会の構成が6人、6人の12人ということですよ。そうしますと、ちょうど今の常任委員会の人数とほぼ同数ということになるんですが、考え方からすれば2つの常任委員会に所属するという考え方で捉えてよろしいかどうかです。まず第1点、それをお伺いします。

○委員長（村松秀雄君） はい。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） はい、そのとおりでございます。今回12人というふうなことで、議長も最初は入るんですけれども、議長は抜けた中で12人の議員で広報、広聴常任委員会を構成するというふうな内容でございます。

○委員長（村松秀雄君） 2つの常任委員会に所属しても構わないですかということなんです。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） そのとおりでございます。

○委員長（村松秀雄君） ということです。1 番赤坂委員。

○委員（赤坂芳則君） 今までの場合は、議会だよりの特別委員会だったんですけれども、今回の場合は広報分科会と広聴分科会に分けるわけなんですよ。そうすると今までのその広報分科会が議会だよりの今までの編集委員会という捉え方で理解していいのか。

あとは、広聴分科会については議会懇談会の担当部署、企画運営、その他議会の広聴に関することということなんで、要は2つを全部、その広報、広聴常任委員会で両方をやりますよという整理の仕方なんですね、これ。そういう理解でいいんですか。

○委員長（村松秀雄君） 佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 今、赤坂委員がおっしゃったとおり、現在では議会だより編集特別委員会につきましては広報分科会とあと議会懇談会等の広聴関係は広報、広聴分科会で運営するというふうな内容に整理しております。

○委員長（村松秀雄君） 1番赤坂委員。

○委員（赤坂芳則君） 再度確認なんでありますけれども、例えば私の場合は総務、産業建設常任委員会に今属しておりますけれども、今までの流れの考え方からすれば、そのほかに議会だより編集特別委員会の委員ということですね。そういう議会広報の広報、広聴常任委員会は設置については異論はないんですけれども、その配分といいますか、その辺はどういうふうに考えているんですか。

○委員長（村松秀雄君） 決め方でよろしいですか。11番佐野善弘分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 広報、広聴常任委員会は議長を除く12名での構成でございますので、あとはおのこの広報分科会、広聴分科会、あと希望等で、今まで例えば議会活性化調査特別委員会の第1分科会とか第2分科会、今構成していますけれども、そのような形で希望に沿って、一応おのこの分科会に分かれた中で運営というか活動をしていくような内容になっております。

○委員長（村松秀雄君） 1番赤坂委員。

○委員（赤坂芳則君） 具体的には、広聴分科会の担当する部署になるんでしょうけれども、今まで、言ってみれば議会懇談会については一応3班制でやって、班長を含めた特別委員長を含めて合同会議をやっているわけですね。そいつはどういうふうな、この組立てになるんですか。広聴委員会、分科会の担当者が、言ってみれば今までの合同委員会の役割を担うということですか。その辺の具体的なのが見えないので、ちょっと。

○委員長（村松秀雄君） 11番佐野分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） お手元の議会懇談会実施要綱の2ページでございます。議会懇談会の合同会議につきましては、広報、広聴常任委員会広聴分科会委員長及び班長で構成しますというような内容でございます。座長は、広聴分科会委員長が座長を務めて、あと副座長を班長の互選で、一応班は今までどおり3班の構成でしますので、その内容で実施するというふうな内容に整理しております。（「分かりました」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） ほかに質疑ございませんか。5番柳田委員。

○委員（柳田政喜君） 柳田でございます。大変お疲れさまでございました。なかなか大変な作業だったと思います。そういった中、常任委員会の在り方ということですので、ほかの常任委

員会との在り方について何点かお聞きしたいと思います。

まず、議運というほかの委員会もごさいます。今までは編集委員会と議運とで各常任委員会から分かれた形で分担している状況でございました。その辺については、今回全員で広報、広聴常任委員会のほうに所属し、内部で分科会に分かれるということですが、議運のその辺の在り方については検討されましたでしょうか。その辺まずお聞きしたいと思います。1個ずつでよろしいですか。

○委員長（村松秀雄君） 1個ずつ。11番佐野分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） その辺も一応協議はいたしました。それでいろいろ協議をした中で、申し合せ事項の122項でございすけれども、議会運営委員会の委員は、副議長、総務、産業、建設常任委員会及び教育、民生常任委員会の委員長及びあと、この2つの常任委員会から委員を1人ずつ、ですから今とちょっと字句が変わっていますが、今と同じ、常任委員会が3つになりますから、各常任委員会3つになりますので、一応今までの2常任委員会で各常任委員会としていましたから、一応常任委員会の名称を入れて、一応、ですから今と変わらないような選出でございす。

○委員長（村松秀雄君） 5番柳田委員。

○委員（柳田政喜君） その際のなんですけれども、同じ常任委員会の委員長として格的に、広報、広聴常任委員会の委員長さんが逆に人数余計抱えているのにかわいそうじゃないかなという思いもありまして、その辺の常任委員長の位置づけとして、やはり常任委員会、同じ扱いですから、現在ある2常任委員会、総務、産業、建設常任委員会、教育、民生常任委員会と同等じゃないのかな。これはちょっと余談になりますけれども、私たち第1分科会でも報酬とか、前の第2分科会で検討した際に、常任委員会の委員長さんの報酬はどうすべきかという項目もあったくらいですから、この広報、広聴が第3の常任委員会として派生した場合、後々のことも考えて格付も考えるべきだと思うんですけれども、その辺についてはどのように考えておりましたでしょうか。

○委員長（村松秀雄君） 現在の2常任委員会プラス新しい常任委員会、その委員長の議運への扱いの、（「議運じゃなくてただ単に位置的な扱い」の声あり）位置的な扱いね。議運じゃなくね。（「それも含めてです」の声あり）議運も含めて、その委員長の位置づけをどう考えるかと。11番佐野分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） その格付とか、そういうふうなことは協議はいたしておりません。ただ、ほら12人が全員で常任委員会しますから、そういう議会運営委員会等は同じ人

からの選出ですので、今までどおりの選出の中で実施するというので、いろいろこれは協議はした中で、最終的にあまり複雑にしないほうがいいんじゃないかということで、最終的にこのような内容で取りまとめさせていただいたところでございます。

○委員長（村松秀雄君） 5番柳田委員。

○委員（柳田政喜君） 御苦労さんです。確かに複雑にするのも大変ですけどね。なんかでも、今の状況からしますと議運の人たちがそのまま広聴になるのかなという懸念もありまして、議運のメンバーがちょっと仕事増えるのかなという部分あったのでお聞きしたところであります。

それと、今度懇談会のほうでちょっとお聞きしたいんですけれども、今までと変わりなしということで開催する文言は今の常任委員会の部分の字句の入替えだけということですけども、佐野委員長さんは前は第2分科会で議会懇談会のほうとかもいろいろ精査、私も一緒にそこでさせてもらった状況ですけども、懇談会の在り方を当時としてワークショップだったり、いろんな形で検討したと思います。そういったところについては今回は、懇談会の新しい形等の検討はされたのでしょうか。

○委員長（村松秀雄君） 11番佐野分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 一応検討はしていないですけど、そういうことも含めて広聴分科会のほうで今後、ですから今までですと特別委員会ですから期間が決まった中での位置づけだったんですけども、今後は常任委員会ということになりますから、そのようなことの企画も、広報、広聴常任委員会の広聴分科会の企画ができるんじゃないかということで、そういうふうな一応整理だけはしております。（「分かりました」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） ほか。10番前原委員。

○委員（前原吉宏君） ありがとうございます。私は委員会条例の一部改正する条例の3条に次の1号を加えるという部分は分かりました。その後、今の委員会条例の中に第8条があります。その委員会の第8条には、委員の選任という囲いになっていまして、読ませていただきますと、1項に議員は少なくとも一つの常任委員となるものとするを書いてあるんですね。これの整理はどういうふうに考えているのかなと。お願いします。

○委員長（村松秀雄君） 11番佐野分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 法制が変わりまして1つだけじゃなくて常任委員会できるというようなことをですね。それを確認しまして、少なくとも、ですから2つになっても大丈夫というようなことで一応整理しております。ですから、変更はいたしておりません。

○委員長（村松秀雄君） 10番前原委員。

○委員（前原吉宏君） 変更はしていないということなんですけれども、文言の修正は必要ではないかなと思って質問させていただきました。

以上です。

○委員長（村松秀雄君） 11番佐野分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 第2分科会でその辺も協議いたしまして、この2常任委員会に所属しても、この字句では少なくとも1つの常任委員会となるものとするということで差し支えないということで整理いたしております。

○委員長（村松秀雄君） ほかがございますか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。8番櫻井委員。

○委員（櫻井功紀君） 8番櫻井です。私のところの資料が、美里町議会広報、広聴常任委員会規程というのはないんだな。

○委員長（村松秀雄君） A4、1枚物でございますが。

暫時休憩をいたします。

午後3時45分 休憩

午後3時45分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

ただいまの出席委員12名でございますので、当委員会は成立をしております。

引き続き質疑を行います。

8番櫻井功紀委員。

○委員（櫻井功紀君） どうもすみません、時間を取らせて。8番櫻井です。

美里町議会広報、広聴常任委員会って新しく常任委員会を設置するんですが、これについての要旨。それから分科会の設置、分科会の会議。ここについての常任委員会の委員長とか副委員長という規程がないんですが、その辺どうなっているんでしょうか。

○委員長（村松秀雄君） 11番第二2分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 常任委員会につきましては、常任委員会条例に追加する、常任委員会の条例の3条に一応追加いたしますので、現行の常任委員会条例の9条に委員長及び副委員長の内容が書いておりまして、9条に常任委員会、議会運営委員会、特別委員会に委員長及び副委員長1人を置くというふうなことで、この内容は整理をいたしております。

（「9条」の声あり）ですから、改訂はしていないんです、改訂していなくて、現行の内容で

そのまま条例に載っていますので、この内容にこれで規程しなくても、この9条という別なやつです。現行の条例の内容で大丈夫だということで整理をしています。

○委員長（村松秀雄君） 8番櫻井委員。

○委員（櫻井功紀君） 8番櫻井です。

それでは、先ほど5番の柳田委員が言ったとおり、柳田委員がちょっと質疑したとおり、広報分科会6人というのは、今の議会だより編集委員会の方が6人がそこに行って、議運の方たちが今度、広聴に行くというような認識でいいんでしょうか。どの辺、どうなの、先ほどは一人一人の希望によって振り分けるって言ったんですが、その辺ちょっと整理してお願いします。

○委員長（村松秀雄君） 11番佐野第2分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 附則の中で令和6年2月5日からの施行というふうなことで、現の、今の常任委員会の方の任期は令和6年2月4日までですので、この広報、広聴常任委員会、皆さんで認めていただければ、新たな任期の中からスタートをするというふうなことでございまして、その中でこの広報、広聴常任委員会については12人、議長は最初入るんですけども、実質は12名の構成で、その中で一応広報分科会、広聴分科会、議運とかそういうのは考えなくて、新たな形で選任するというふうなことで整理しております。

○委員長（村松秀雄君） 8番櫻井委員。

○委員（櫻井功紀君） そうすると、来年の2月に常任委員会が改正になるんですけども、新たにこの広報、広聴常任委員会を設置するんですけども、これは12人の我々委員が一人一人、どっちがいいかということを希望を出して、それを誰が振り分けるんでしょうか。

○委員長（村松秀雄君） 11番第2分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） これにつきましては、最初に12人で集まって、委員長、副委員長を選任しますので、いや最初に、委員長、副委員長、常任委員会としての選任しますので、その中で一応分科会を、その方たちに整理していただくという内容に整理したいと思います。

○委員長（村松秀雄君） 暫時休憩いたします。

午後3時50分 休憩

午後3時51分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開します。

11番佐野第2分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 今質問、正式に言われれば私。

○委員長（村松秀雄君） もとい、櫻井委員、疑問の点質疑お願いいたします。

○委員（櫻井功紀君） ありませんわ。

○委員長（村松秀雄君） ないですか。はい。（「休憩で」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） はい。

午後3時52分 休憩

午後3時55分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

ただいまの出席委員12名でありますので、委員会は成立いたしております。

休憩前に引き続き会議を行います。

第2分科会委員長に対する質疑を始めます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、第2分科会委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。第2分科会中間報告について委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村松秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、第2分科会委員長報告のとおりとすることに決しました。

資料の準備の関係から暫時休憩をいたします。

午後3時56分 休憩

午後4時01分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

ただいまの委員12名でありますので、特別委員会は成立いたしております。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第2 特別委員会の中間報告について

○委員長（村松秀雄君） 日程第2、特別委員会の中間報告についてを議題とします。

本日及び6月30日開催の本特別委員会で決定された確認事項については、美里町議会におい

て特別委員会中間報告を行いたいと思います。

お手元に配付いたしました議会活性化調査特別委員会中間報告書（案）につきまして、御説明します。

最初に、1 ページは、はじめにとし、令和 4 年 3 月に設置されました本特別委員会の目的、今回の中間報告の概要を記載しております。

その次に、議会活性化についての取組項目及び取組方法。

2 ページには、本日決定した確認事項。

3 ページには、これまでの審査経過を記載しております。

中間報告書の案につきましては、以上のとおりでございます。

この中間報告書（案）につきまして、各委員の御意見をいただきたいと思います。御意見ありませんか。4 番山岸委員。

○委員（山岸三男君） ただいまの中間報告書の案でございますが、3 ページの一番後ろの（2）分科会開催年月日の第 2 分科会の第10回と第11回が令和 5 年 3 月30日ダブっていますので、これの訂正をお願いしたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） 3 ページ目。第10回、第11回の第 2 分科会の欄が令和 5 年 3 月30日、同日日付で 2 行あるということで、これは重複しているということで、最終的には11回目を削除し項を上げ、最終が17回ということに訂正をさせていただきます。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ほか御意見ありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

御意見なしと認めます。

お諮りします。特別委員会の中間報告については、案のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村松秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、特別委員会の中間報告につきましては、案のとおりとすることに決しました。

次に、中間報告については、令和 5 年度美里町議会12月会議において行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村松秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、令和 5 年度美里町議会12月会議において報告を行うことに決しました。

以上で、議会活性化調査特別委員会の本日の会議を終了します。

大変御苦労さまでございました。

午後 4 時 0 5 分 閉会

上記会議の経過は、事務局長佐藤俊幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年11月27日

委員長